愛知県下各労働基準協会「高年齢者安全衛生対策総合支援事業」

高年齢者の労働災害防止　第2回（全3回）

「高年齢者の特性を考慮したリスクアセスメント」

労働安全衛生コンサルタント　天野伸哉

前回は、高年齢者の労働災害防止の必要性とその背景について述べた。

今回は「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」に示されているリスクアセスメントについて、衛生工学的な視点から考えてみたい。

高年齢者を対象としたリスクアセスメントと聞くと、何か特別な評価手法が必要であると思われるかもしれない。しかし、基本的な流れは従来と変わらない。特定した危険源によって発生する災害の重篤度や発生確率などを見積もり、優先順位を付けて対策を実施するという考え方は同じである。

では、何が異なるのだろうか。それは、特定すべき危険源やリスクの見積もりに、高年齢者の身体機能の変化を考慮する点にある。

あくまでも考え方を説明するための一例であるが、特定すべき危険源を「50ｃｍ以上の高低差のある段差」としていた場合、若年者であれば容易にまたぐことができるかもしれない。

しかし、高年齢者では加齢に伴い歩幅が小さくなり、つま先が十分に上がらなくなることから、つまずきの原因となる場合がある。一方で、特定すべき危険源の範囲を過度に広げれば、かえって重要な危険源を見落とす要因にもなり得る。

そのため、危険源を「通路上で10ｃｍ以上の高低差のある段差」として特定するよう見直したので



あれば、それは高年齢者の身体特性を考慮した危険源の見直しといえる。

では、リスクの見積もりではどうだろうか。転倒災害について考えてみると、若年者であれば打撲程度で済む事象であっても、高年齢者では骨折などの重篤な災害につながることがある。つまり、同じ危険源であっても、若年者と高年齢者では、その危険源に接近した際の身体的反応や回避行動が異なるため、災害に至るまでのプロセスが変化し、災害発生時の程度や可能性の見積もり結果が変わる場合がある。

指針において災害事例やヒヤリハット事例の活用が求められている背景には、このような危険源の見直しやリスクの見積もりに必要な情報を収集するという目的もあると考えられる。そして、リスクアセスメントの結果を踏まえ、まず確認すべきことは、法令で求められている事項が確実に実施されているかという点である。

例えば整理整頓や通路の確保などは、雇入れ時等の教育でも定められているほど、基本的な安全衛生活動である。しかし、高年齢者の労働災害防止という観点から見れば、これらは単なる法令遵守事項ではなく、転倒災害などを防止するための重要なリスク低減措置でもある。

最終回となる次回は、指針で示されている対策を題材に、高年齢者が安全に働くことのできる職場環境改善について、なぜ行うべきか、何を行うべきかを考えてみたい。

（アマノ労働安全衛生コンサルタント）

イラスト・源　安孝

▽

愛知県下各労働基準協会では令和8年10月29日収録「高年齢者安全衛生対策無料セミナー」のインターネット受講、12月14日開催「高年齢者安全衛生教育担当者研修」および「企業出張研修」を受付中。詳しくは本誌同封案内もしくは、当協会総合受付（☎052―961―1666）までお問合せ下さい。